

(株)ミットヨ グリーン調達ガイドライン

第2版

2012年12月6日

株式会社ミットヨ

目次

第1章	はじめに	3 頁
第2章	ミットヨグループ全社におけるグリーン調達の取り組み方針	4 頁
第3章	化学物質の管理基準	5 頁
3.1	目的	
3.2	適用範囲	
3.2.1	製品への適用範囲	
3.2.2	部品・材料への適用範囲	
3.3	用語の定義	
3.3.1	化学物質	
3.3.2	管理基準	
3.3.3	含有	
3.3.4	閾値	
3.3.5	不純物	
3.3.6	意図的添加	
3.3.7	適用除外	
第4章	お取引先様へのお願い	7 頁
4.1	納入部品・材料に含有する化学物質の調査	
4.1.1	調査範囲	
4.1.2	調査票	
4.1.3	調査対象物質	
4.2	非含有証明書の提出	
4.3	化学物質管理体制状況チェックシートの提出	
4.4	部品・材料の受入検査体制	
4.5	部品の代替のご提案	
4.6	ガイドラインの取り扱い方について	

第1章 はじめに

株式会社ミットヨ及び日本国内子会社（ミットヨフーズは除く）並びに日本国外グループ会社を含むミットヨグループ全社（以下総称して「ミットヨグループ全社」という。）は「ミットヨグループ環境基本方針」のもと、事業活動の全てのプロセスにおいて地球環境への負荷低減に努めて参りました。

昨今、化管法改正、RoHS 指令改正、REACH 規則施行等の内外の関連する法令の変化が著しく、これらの変化に対応すべく 2004 年 8 月に施行した「㈱ミットヨ グリーン調達ガイドライン」（以下、ガイドライン）の内容を見直し、今般第2版として改訂いたしました。

このガイドラインは、弊社取引基本契約書の第31条（環境等への適合）または「グリーン調達契約書」に基づくもので、お取引先様から弊社に納入していただく製品、製品を構成する部品・材料に含有する化学物質について遵守していただきたい事項を説明するものです。

この活動を推進するためには、お取引先様のご理解が不可欠であり、お取引先様とのパートナーシップを更に深めてまいり、地球環境保護のために共に歩んで参りたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

弊社は、今後も環境面の社会的責任をお取引先様と共に果たしていくため、弊社が提示しましたガイドラインの基準にご協力いただけるお取引先様と優先的にパートナーシップを築いていきたいと考えています。またお取引にあたってはこのガイドラインに基づく「納入部材・材料に含有する化学物質の調査」及び「非含有証明書の提出」を実施しますので、ご協力をお願い致します。

2012年7月21日
株式会社ミットヨ

第2章 ミットヨグループ全社におけるグリーン調達の取り組み方針

ミットヨグループ経営理念の「世界の平和、人類の幸福、自然環境との調和に寄与する」を達成するために、地球環境保全を事業活動における重要課題の一つとして捉え、ミットヨグループ全体で環境保全に取り組んで参ります。

- (1) 環境に関連した法規制、及びその他の要求事項を遵守し、汚染の予防に取り組みます。
- (2) 環境に配慮した環境調和型製品の開発に取り組みます。
- (3) お取引先様並びに調達する資材等について、環境負荷に関する調査や評価を行ない、環境に配慮した資材等調達活動を推進してまいります。

第3章 化学物質の管理基準

3. 1 目的

ミットヨグループ全社の商品を構成する原材料及び部品に含有する化学物質に関わる法規制を遵守するため、物質の管理基準を明確にし、その内容を社内外のグリーン調達にかかわる全ての人に周知し、遵守すること、更にその周知方法を適切に更新し維持管理することで、お客様、お取引先様、及びミットヨグループ全社を含め法規制遵守、環境負荷低減、有害物質に起因する危険性に対する安全性の確保を目的と致します。

3. 2 適用範囲

このガイドラインは、以下に述べます製品の部品・材料を弊社の購買部門を通じて納品されるお取引先様全てに適用致します。

3. 2. 1 製品への適用範囲

- ①ミットヨグループ全社が、設計・製造し、販売する製品。
- ②ミットヨグループ全社が、第三者に設計・製造を委託し、ミットヨグループ全社の商標を付して販売する製品。
- ③ミットヨグループ全社が購入し、それを組み込み或いは接続して最終製品として販売する他社製の製品。(パーソナルコンピューター/プリンター等を含む)
- ④ミットヨグループ全社が第三者から設計・製造の委託を受けた製品。

当該第三者から指定された部品・材料には本ガイドラインに適用しない。

上記適用対象品は、自国を含めた海外調達品も適用範囲に含まれます。

3. 2. 2 部品・材料への適用範囲

前述「3. 2. 1 製品への適用範囲」に該当する製品に使用する部品、材料、及びその他物品を対象と致します。

対象部品・材料などは以下のとおりです。

- ①素材、半加工部品。
- ②半製品。(機能ユニット、モジュール、実装基板等の組立部品等)
- ③部品。(電気・電子部品、機構部品、螺子、端子、半導体デバイス、プリント基板、記録メディア媒体等)
- ④機器を使用するための付属品。(電源ケーブル、ハーネス類、ACアダプター電源等の外部電源装置、リモコン、マウス等機器を使用するための付属品等)
- ⑤製品に使用される副資材。(粘着、接着テープ、ハンダ材料、接着剤、表示ラベル等の構成材料等)
- ⑥取扱説明書、保証書等、カタログ(広告宣伝用)等の製品関連のドキュメント類。
- ⑦包装材、梱包材。(袋、緩衝材、防錆梱包材、シート、工業用ラップ、ダンボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インキ、塗料、木材、くぎ、ホッチキス等)

上記適用対象品は、自国を含めた海外調達品も適用範囲に含まれます。

3. 3 用語の定義

この化学物質の管理基準では、以下のように用語を定義致します。

3. 3. 1 化学物質

ミットヨグループ全社の商品を構成する部品・材料に含有する可能性のある物質のうち内外の法規制やお客様からの管理要請等を考慮し弊社で管理基準を設定して管理する物質。

3. 3. 2 管理基準

管理基準は、禁止物質及び管理物質とし、夫々に該当する個々の物質名及びCAS番号等を別紙「対象化学物質一覧」に示します。

3. 3. 3 禁止物質

法規制等で製造、輸入及び使用が禁止されている物質であり、ミットヨグループ全社の製品を構成する部品・材料・梱包材への使用及び意図的添加を用途により禁止する物質。

閾値を指定している場合は不純物を含めた含有濃度が閾値未満を保証する事を必要とする。

3. 3. 4 管理物質

ミットヨグループ全社の商品を構成する部品・材料・梱包材への使用や含有を制限する物質ではないが、環境負荷や適正処理の観点から含有データを把握して管理する物質。

3. 3. 5 含有

物質が意図的添加であるか否かを問わず、製品を構成する部品・材料またはそれらに使用されている原材料に、添加、充填、混入または付着すること。

(製造工程に於いて意図せずに製品に混入、付着する場合も含む)

3. 3. 6 意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の製造時に意図して使用すること。

3. 3. 7 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、及び合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。

3. 3. 8 閾値

物質が意図的添加であるか否かを問わず、含有する化学物質がある一定量を超えると、本基準にしたがい管理、把握しなければならない限度を示す含有レベル。

第4章 お取引先様へのお願い

4. 1 納入部品・材料に含有する化学物質の調査

4. 1. 1 調査範囲

- ①お取引先様から納入していただくミットヨグループ全社の商品を構成する部品・材料等を対象と致します。
但し、以下の部品・材料等は調査の対象外と致します。
 - ・お取引先様が運搬するために使用する包装材料。
 - ・弊社から支給する部品・材料。
- ②部品に使用されている接着剤、半田、塗料、表示ラベル等も調査範囲とさせていただきます。

なお、このガイドラインにおいて規定されていない物質、或いは用途であっても、各国又は地域の法規制により使用が禁止または制限されているものについてはそれらの法規制に従うものと致します。

4. 1. 2 調査票

ミットヨグループ全社では、日米欧で定めた情報開示基準である **Joint Industry Guide (JIG)** に従った **JGPSSI (グリーン調達調査共通化協議会)** 調査回答フォーマット等の業界標準ツールを使用して含有調査を行います。

- ①調査は、弊社より電子メールまたは書面で調査票を添えて実施致します。
 - ・電子メール：エクセル版の調査回答フォーマット
 - ・電子媒体 [CD-ROM、FD 等] (郵送)：エクセル版の調査回答フォーマット
 - ・書面 (Fax、郵送)：手書き用の調査回答フォーマット
- ②回答は **JGPSSI** が作成し公開している製品含有化学物質調査・回答マニュアル [調査回答フォーマット] を参考にいただき、弊社から送付した調査回答フォーマットにご記入のうえ電子メール (エクセル版)、書面 (手書き用) または CD-ROM、FD 等で弊社依頼部署へご回答いただきますようお願い致します。
- ③**JGPSSI** 調査回答フォーマット関連資料は下記HPアドレスから入手の上、ご対応いただきますようお願い致します。

グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) <http://www.jgpssi.jp>

(注) 各国又は地域の法規制の状況またはミットヨグループ全社のお客様からの要求により、**JGPSSI** 調査回答フォーマット以外での調査を依頼する場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い致します。

4. 1. 3 調査対象物質

調査は禁止物質、制限物質及び管理物質を対象とし、該当する個々の物質はJIGで定めた物質に弊社で特に調査が必要と認めた物質を加えたものであり別紙「対象化学物質一覧」に示した物質です。

なお、各国又は地域の法規制の状況または弊社お客様からの要求により、別紙「対象化学物質一覧」に無い物質について調査をさせていただき場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い致します。

4. 2 禁止物質の含有禁止、非含有証明書の提出

4. 2. 1 禁止物質の含有禁止

ミットヨグループ全社に納入していただく部品・材料 (弊社からの支給部材を除く) に別紙「対象化学物質一覧」に示す禁止物質を含むことを容認しません。これらは製品の品質に関わる事項であり、ミットヨの同意なく、別紙「対象化学物質一覧」に示す禁止物質を含んでいる場合は、品質瑕疵と位置づけ、お取引先様がミットヨとの契約に基づいた瑕疵担保責任を負います。また、閾値がある場合に、閾値を超えて含有する場合も同様とします。

4. 2. 2 非含有証明書の提出要求

別紙「対象化学物質一覧」に示す禁止物質の含有がないこと、または、閾値を超える含有がないことを証明するための確証として、非含有証明書の提出をお願い致します。保証書の提出がない場合でも、瑕疵担保責任を免ずるものではありません。

また、管理物質に対しては、「非含有証明書」の提出は求めませんが、必要に応じて管理物質の含有状況を確認する場合がございますので、その際にご協力いただきますようお願い致します。

なお、含有化学物質の検証データの提出をお願いした際には、速やかにご提出いただきますようお願い致します。

4. 3 化学物質管理体制状況チェックシートの提出

お取引先様の環境活動の取り組み状況を確認させていただくため、別紙「化学物質管理体制状況チェックシート」にて調査にご協力いただきますようお願い致します。

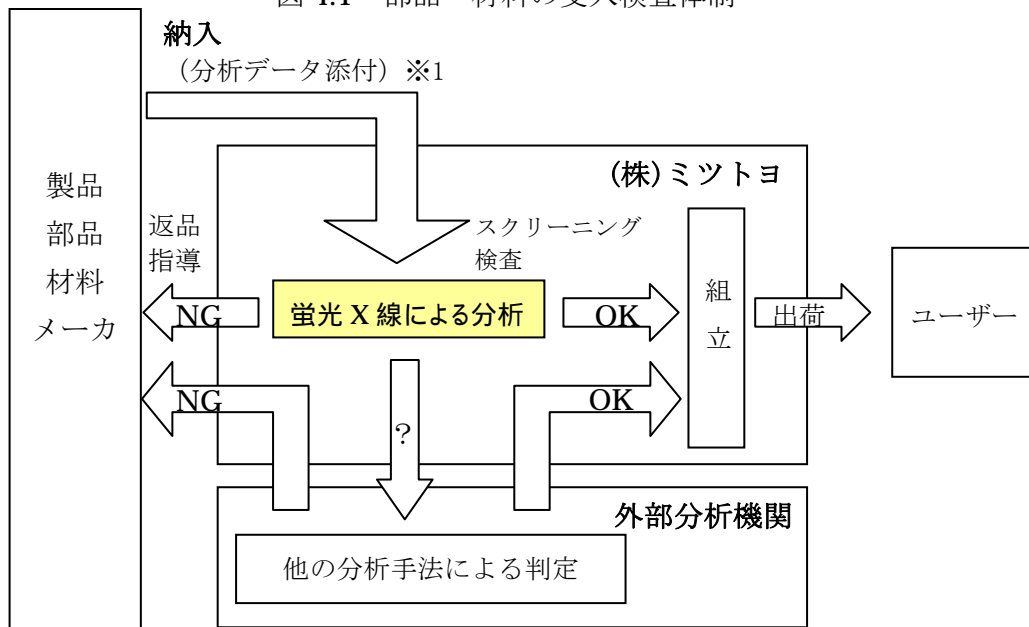
なお、お取引先様におかれましては、別紙「対象化学物質一覧」に示されている懸念物質が含有されないようにするため、下記における化学物質管理体制の整備に努めていただきますようご協力のほど宜しくお願い致します。

- ①化学物質管理における全従業員への周知。
- ②使用する部材における化学物質の含有情報の保持。
- ③化学物質使用工程の監視・制御。
- ④化学物質関連法規制等を遵守する体制の構築及び維持。

4. 4 部品・材料の受入検査体制

お取引先様より納入いただいた製品・部品・原材料を弊社で受入検査を実施する場合の概略フローは下図のとおりです。

図 4.1 部品・材料の受入検査体制



<弊社受入検査の流れについて>

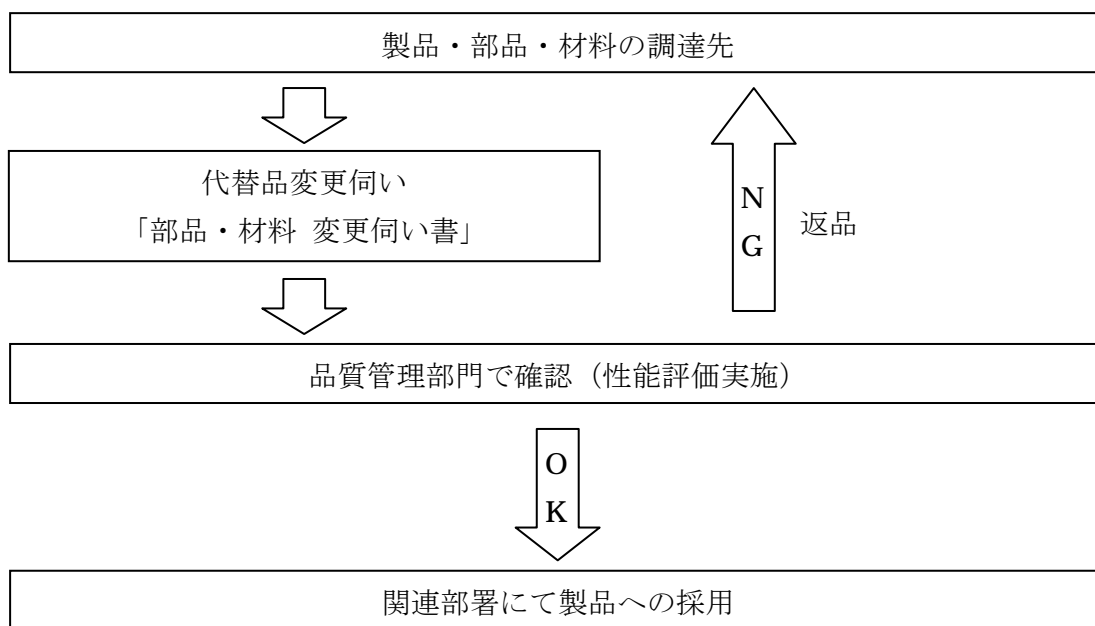
- ・お取引先様より納入された製品・部品・材料は、蛍光 X 線分析装置によりスクリーニング検査を必要に応じ実施させていただきます。
 - ・スクリーニング検査にて、明らかに禁止物質を含有していることが判明した場合は、お取引先様へその旨を通知した上で、製品・部品・材料の返却、及び指導等の然るべき措置を検討させていただきます。
 - ・スクリーニング検査にて、禁止物質の含有量が閾値付近（図中の“？”で示したグレーゾーン）にある場合は、必要に応じて外部分析機関でより詳細な分析をお願いする場合がございます。
- (※1) 納入の際にお取引先様から分析データを添付していただくことが困難な場合は、お取引先様と弊社所管購買部門と協議の上、分析データの添付要否を判断させていただきます。

4. 5 部品の代替のご提案

ミットヨグループ全社で使用する製品・部品・材料のお取引先様が、代替品への変更を申請される場合には、「部品・材料 変更伺い書」に必要事項をご記載いただき、所管購買部門へご提出いただきますようお願い致します。

ミットヨグループ全社の品質管理部門では所定の手続きを経て代替品の性能評価を行い、合格した部品・材料を採用させていただきます。

また、禁止物質や全廃物質を含有している部品・材料の代替品をご提案いただく場合は、ミットヨグループ全社の品質管理部門に必要書類及びサンプル等をご提出していただく場合がございます。



4. 6 ガイドラインの取り扱い方について

お取引先様に対するガイドラインの取り扱い方は以下のとおりです。

- ①対象お取引先様には、ガイドラインを所管購買担当よりお渡し致します。
- ②新規のお取引先様には取引が開始される都度、ガイドラインを所管購買担当よりお渡し致します。
- ③ガイドラインは社会情勢の変化や法規制の動向などにより改訂することがございます。改訂された都度、所管購買担当よりお渡し致します。